

ほろにかが

令和元年 11月 15日
全国卸売酒販組合中央会

「令和元年の秋」

南九州支部長 池田 正三郎

10月22日、憲法が定める国事行為「即位礼正殿の儀」 宮殿「松の間」において滞りなく終了しました事、心よりお慶び申し上げたいと存じます。

また、先の台風15号、台風19号、台風21号その後の大雨の被害により、千葉県を中心にお亡くなりになられました88名、行方不明7名（10月26日時点）被災されました皆様方へお悔みとお見舞いを申し上げます。

地震、台風、大雨による災害、私共、何時何処で自然災害と遭遇してもおかしくない自然の中で生かされていること、体感させられたこの10月の台風と大雨被害でございました。我が国における地震の歴史、西暦416年から2016年の約1600年の間に震度6以上が全国のどこかで発生、マグニチュード8以上が1600年の間に50回発生。30年に1度は大地震発生し、また台風大雨による被害も毎年どこかで発生。自然災害等発生しますと経済活動がストップし、私共酒類業界も製造、流通、消費共に大きな影響を受けてしまいます。自然の恵み、平和の大切さ、有難さを改めて感じた10月でございました。1185年に発生した文治地震の事を記載の「方丈記」で鴨長明は「災害は忘れた頃にやってくる」予測が出来ないのは千年前も今も変わらず、私共人間社会、自然災害の前では無力であり、企業経営においても相通じるのではと思います。

10月20日、ラグビーワールドカップ、日本対南アフリカ、惜しくもベスト4を逃しましたが初のベスト8入に勇気と元気をもらいました。ラグビーのノーサイド精神は私共ビジネス社会において又日常生活にも相通じるものだと思います。選手、関係各位に感謝すると同時に、スポーツ競技の中でビールが一番合うスポーツだと感じました。

10月1日、消費税率8%から10%へと引き上げられ、軽減税率が導入されました。2020年6月までの期間限定でキャッシュレス決済でのポイント還元が、中小の店舗で5%、FC加盟店で2%、大企業の店舗では還元なしの3種類が混在。わかりにくく、ややトリッキーではないでしょうか！私共酒類業界および団体は酒税に消費税がかぶさるW課税の是正を、次回の消費税率変更（いつかわかりませんが）の時までに、税制改正と共に声を挙げ要望していくべきではないかと思えます。また、2023年に予定されているインボイス制度において免税事業者からの仕入について仕入税額控除が出来ないことから消費税が国庫に収納される際、不公平感が発生する可能性があることなど、インボイス制度の施行前に一部見直しが必要ではないかと思えます。酒税へのW課税とインボイス制度における免税事業者の適用次第では、国民の財産権の保障を規定した憲法29条、憲法30条の趣旨と反するのではと受け取られてもおかしくないのではと感じているこの秋でございます。